

措置状況報告書

監査の名称：平成 27 年度 定期監査
部 局 名：土木建築部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【土木管理課】</p> <p>(1) 備品等の管理事務について 備品の管理が適切でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときに備品台帳等の関係帳簿を整理することとされている。 しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。 今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。</p> <p>(2) 市道等占用料の徴収事務について 道路占用許可及び市道占用料の徴収が適正でないもの 市道の一部をイベントの会場として道路占用許可した際、実際に占用する会場全体の面積ではなく、ステージ部分の面積のみについて占用許可し、占用料を徴収しているものが見受けられた。 今後、道路占用許可及び市道占用料の徴収に当たっては、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) 既に廃棄した備品については、指摘後、速やかに会計管理者へ物品処分の通知を行いました。 今後は、大分市物品取扱規則に従い備品の適切な管理を行います。</p> <p>(2) 指摘のとおり会場全体の面積で道路占用許可を行い占用料を申請者から徴収しました。 今後、道路占用許可及び市道占用料徴収に当たっては、適正な事務処理を行います。</p>	

【河川課】

(1) 河川等占用料の徴収事務について

法定外公共物の占用料減免手続に不備があるもの

大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができることとされている。また、大分市事務決裁規程等により、条例、規則又は市長決裁で減免の基準が定められているものは課長の専決事項となっている。

しかしながら、道路及び河川等に係る法定外公共物の占用料の減免審査基準等が改定され道路のみの減免基準となったことにより、河川等の法定外公共物の占用料の減免については、市長決裁が必要となったにもかかわらず、課長専決としていた。

今後、法定外公共物の占用料の減免に当たっては、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

(1)

河川等の法定外公共物において、減免対象とするものについては、市長決裁をとることとしました。